

京都市中小企業等再起支援補助金の特例措置（案）について

本市では、令和3年2月市会の付帯決議も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている幅広い業種の中小企業等を支援するとともに、その効果を地域の事業者に波及させることにより、京都経済の回復を後押しするため、「京都市中小企業等再起支援補助金」（以下「再起支援補助金」という。）を創設し、令和3年4月12日から受付を開始しました。

しかし、同月以降も、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態措置やまん延防止等重点措置等が続き、長期に渡り経済活動が制限される異例の事態となっています。

これを受けて、再起支援補助金について、特例措置として「売上高が30%以上減少している」事業者を対象とするなどの制度改正を実施し、厳しい状況が続く中小企業等を速やかに支援してまいります。

1 特例措置の内容等（※下表の波線を引いた箇所）

- (1) 「売上高が30%以上減少している」事業者を対象とします。
- (2) 「売上高減少比較期間」に「令和3年4月から7月まで」の期間を追加します。
- (3) 「事業実施期間」及び「申請受付期間」を3箇月延長します。

	現 行	改 正 案
① 補助対象者 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、時短要請協力金の対象とならないもののうち、<u>令和2年12月～令和3年3月のいずれかの月で、前年又は前々年比50%以上売上減少しているもの</u> ・商店会、業界団体等 主たる事業所を市内に設けていること、又は構成員の半数以上が市内事業者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、時短要請協力金の対象とならないもの（注2）のうち、<u>令和2年12月～令和3年7月のいずれかの月で、前年又は前々年比30%以上売上減少しているもの</u>
② 補助対象経費	感染症対策をはじめ、事業継続のための取組等に幅広く活用可能 （例） 機器や道具の修繕や点検、更新 事業所、店舗、機器等の改修、清掃 （商品開発のための）材料費 等 ※ 補助対象経費のうち、2/3以上は府内調達とする。	
③ 補助上限額	法人・団体15万円、個人事業者10万円	
④ 補 助 率	3/4以内	
⑤ 事業実施期間	<u>令和3年3月1日～7月16日（金）</u>	<u>令和3年3月1日～10月15日（金）</u>
⑥ 申請受付期間	<u>令和3年4月12日～7月30日（金）</u>	<u>令和3年4月12日～10月29日（金）</u>

注1 既に再起支援補助金を申請した事業者の重複申請は不可

注2 大規模施設等は、令和2年12月21日から令和3年4月24日までの間の協力金の対象となっていないため、再起支援補助金の補助対象者とする。

2 今後のスケジュール

令和3年 7月12日

広報発表

同日から、特例措置適用分について受付を開始

10月15日

事業実施期間締切り

10月29日

申請受付締切り

参考：再起支援補助金の申請状況（令和3年7月6日現在）

- 申請件数 3,266件（法人1,073,個人2,158,団体35）
- 申請総額 382,000,000円（審査前ベース）
- 支払済件数 1,361件（法人459,個人893,団体9）
- 支払済総額 145,202,000円